

令和 5 年 5 月 2 日

蕨市立小・中学校保護者 様

蕨 市 教 育 委 員 会

5 類感染症への移行後の学校における
新型コロナウイルス感染症対策について（お知らせ）

日頃より新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。
この度、文部科学省から令和 5 年 4 月 28 日付けで「5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」が発出され、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改定されました。

つきましては、5 月 8 日以降の新型コロナウイルス感染症対策について、下記のとおりとします。ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 基本的な感染対策について

（1）平時から実施する対策

ア 健康観察

（ア）発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要です。無理して登校しないようにしてください。

（イ）ご家庭では継続的に健康状態を把握してください。「体温チェック表」等の提出については各学校から連絡があります。

イ 手洗い等の手指消毒

外から教室に入る時やトイレの後、給食の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いを行います。

ウ マスクの着用について

（ア）学校教育活動においては、児童生徒及び教職員（以下、「児童生徒等」という。）に対して、マスクの着用を求めないことを基本とします。（マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とします。）

（イ）熱中症のリスクを踏まえ、体育の授業、運動部活動の活動中、登下校時など場面に応じてマスクを外すよう指導します。

（ウ）校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクを着用することを推奨します。その場合には事前に周知します。

（エ）感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できなかったりする児童生徒もいることなどから、マスクの着脱を強いることのないようにします。

(オ) 児童生徒の間でも、マスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行います。

(カ) 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導します。

カ 給食

(ア) 食事前後の手洗いや適切な換気を実施するとともに、会食中は大声の会話を控え、飛沫を飛ばさないことに配慮するよう指導します。

(イ) 給食の時間を利用した食育（バランスよく食べることの大切さ、仲間と味わう食事の楽しさ等）の推進に配慮します。

(2) 感染流行時等に一時的に検討することが考えられる感染症対策

学校において感染が拡大、又は拡大するおそれがある状況が生じるなど感染流行時等には、一時的に活動場面に応じた感染対策を検討・実施します。

2 陽性者発生時等の対応について

(1) 児童生徒の出席停止の対応

児童生徒の陽性が判明した場合には、出席停止となります。陽性者（有症状の者）の出席停止期間は「発症した後五日が経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。また、児童生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられ、医師等により登校を控えるよう指示された場合は、出席停止となります。

なお、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。ただし、その場合もマスクの着用を強いることがないよう十分に注意し、児童生徒間で感染の有無やマスクの着用の有無によっていじめ、差別、偏見がないよう、適切に指導します。

(2) 部活動及び公式大会等について

ア 陽性者の発生人数に応じた一律の活動停止措置は行いません。

ただし、部活動内で感染が拡大し、集団感染の恐れがある場合等には、校長が必要に応じて活動停止及びその期間を判断します。

なお、活動停止の判断に際しては、同一の部活動であっても、陽性が判明した生徒と移動・更衣・練習等が全て別の集団として活動しているグループ（チーム等）については、活動停止の対象となりません。

イ 活動を停止した部活動については、公式大会等及び対外試合などの自校以外との活動に参加することはできません。ただし、活動停止期間中の公式大会等への参加については、教育委員会及び大会等主催者が協議の上、参加の可否を判断します。

(3) 濃厚接触者及び濃厚接触者相当の者の取扱いについて

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないこととなります。

- ・ 同居している家族が陽性となった児童生徒等
- ・ 学校で陽性者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者

であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはなりません。

3 適用年月日

令和5年5月8日（月）